

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年11月24日（木）午後1時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 原田 陽子 議員 小池 正夫
議員 石川 義光 議員 關 守
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 寺門 厚

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 横山 明子
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 総務部長 渡邊 荘一
総務課長 加藤 裕一 総務課長補佐 小泉 友哉
保健福祉部長 平野 敦史 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建 ワクチン接種対策室長 梅原千也子
上下水道部長 根本 雅美 下水道課長 金野 公則
水道課長 高塚 佳一 水道課長補佐 矢崎 忠
教育部長 小橋 聡子 学校教育課長 田口 裕二
学校教育課長補佐 生田目綾子 学校給食センター所長 梅原 雅美
ひまわり幼稚園副園長 鈴木 陽子

会議に付した事件

- (1) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について
…執行部より説明あり
- (2) 那珂市立学校給食センターにおける調理業務等の民間委託について
…執行部より説明あり
- (3) 那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施及び定員等について
…執行部より説明あり
- (4) 那珂市公共下水道事業経営戦略（案）及び那珂市農業集落排水事業経営戦略（案）につ

いて

…執行部より説明あり

(5) 那珂市水道事業経営戦略見直し（案）について

…執行部より説明あり

(6) 議案書中の個人情報の記載について

…執行部より説明あり

(7) その他

・議会費補正予算について

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午後1時00分）

事務局長 皆さん、お疲れさまです。全員協議会のほうを開会させていただきたいと思います。

この後の進行につきましては、議長にお願いいたします。

議長 挨拶は省略させていただきます。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は15名であります。欠席議員は寺門厚議員1名であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどの臨時会のほうでは採択いただきまして、本当にありがとうございました。また、貴重なご意見等も賜りました。今後の政策決定にぜひ反映をさせていただきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

本全員協議会では、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてや那珂市立学校給食センターにおける調理業務等の民間委託についてなど計6件につきましてご説明をさせていただきます。

議員各位におかれましては、引き続きご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

議長 それでは、次第に従いまして議事に入ります。

那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてを議題といたします。

執行部より一括して説明願います。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。ほか関係職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料の那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告についての資料をご覧ください。

資料2ページのほうになります。

1、市の独自支援事業の進捗状況について。

(1) 令和4年度新規実施事業。こちらのほうは、先ほどご説明をさせていただきましたので、この場では割愛させていただきます。よろしく申し上げます。

次が6ページになります。

(2) 令和4年度実施事業進捗状況になります。ここから12ページまで、今年度新型コロナウイルス感染症対策事業として、市の独自支援事業として実施してまいりました事業になります。それぞれ開始時におきまして説明をさせていただいておりますもの、現在進行しているもの、9月議会でご説明したものにつきましては、12月から開始というものもございます。全てが進んでいるわけではありませんが、それぞれに現在の進捗状況が載せてありますので、資料のほうをご覧くださいと思います。

続きまして、13ページをお願いいたします。

こちら、2、新型コロナワクチン接種の状況について。ご報告させていただきます。

(1) 接種実績。11月13日時点の接種実績になります。上の段につきましては、今まで1回、2回、3回、4回と回数で設定をしながら接種を進めてまいりました。そちらのほうの実績を載せてあります。今一番近い11月23日時点、昨日時点の数字で申し上げますと、1、2回目は大きく変わりませんので、一応3回目のほうが合計で3万8,828人、4回目の接種のほうは2万3,174人ということで、10日ぐらいになりますけれども、接種のほうは進んできております。

下の段、(2) 接種実績。こちらはオミクロン株対応ワクチンの接種になります。こちらのほうは、3回目、4回目、5回目と該当になる方がそれぞれおりますので、そちらのほうで見えていきますと、今5回目の接種、当時、4回目の接種のほうは60歳以上、基礎疾患を持っている方、そういった方から接種、4回目の対象となりまして接種が始まりましたけれども、そちらの方々のオミクロン株対応で5回目の接種になっている方々も、そちらのほうの接種が進んでおります。昨日時点で、オミクロン株対応の接種の数だけを申しますと、3回目につきましては合計が471人、4回目のオミクロン株対応ワクチン接種は4,829人、5回目につきましては2,663人ということで、10日ぐらい過ぎますけれども、差し引きますと3,400人近く10日間で接種が進められてきております。

14ページのほうをご覧ください。

今接種を進められている接種について、以下入れてあります。

(3) 追加接種。オミクロン株対応ワクチン接種になります。先ほども表のところでは簡単にはご説明をいたしましたけれども、オミクロン株対応ワクチンにつきましては従来のワクチンを2回以上接種された12歳以上の全ての方が対象となっております、現在

進めているところになります。

(4) 小児の追加接種。こちら3回目になります。最初スタートした当時は2回接種ということで3月からスタートをしましたがけれども、現在3回目の接種が承認されておりました、5歳から11歳以下の方、こちらのほうの3回目が進んできております。

(5) 乳幼児の接種。令和4年10月24日から乳幼児の接種につきましても接種が可能となっております。対象者として、生後6か月から4歳までの方となっております。接種回数は最初から3回という形でなっております。

こちら、(4)(5)に該当します接種数につきましては、前ページ、13ページのほうの表の中を見ていただきますと、ゼロ歳から4歳の部分と5歳から11歳、そちらのほうに現在の接種状況の数字が入っておりますので、参考に見ていただければと思います。

14ページのほうお戻りいただきまして、(6)市設営の集団接種会場になります。オミクロン株対応ワクチンの接種の対象者が、接種間隔が短くなったことに伴いまして接種対象が一気に増えた時期、今増えています。この11月、12月で市の集団接種会場のほうを7日間設けまして現在実施をしております。

(7) 県大規模接種。県庁福利厚生棟でもオミクロン株対応ワクチンの接種が進んでおります。そちらのほうは、一度、10月は接種を終わりにしましたけれども、やはり各市町村の接種対象が増えるということで、11月、12月で接種会場を県のほうが設定いたしました。那珂市の配分は、現在1日60名となっております。現在ですと12月の中旬ぐらいまで予約のほうはある程度埋まっているような状況となっております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩(午後1時11分)

再開(午後1時12分)

議長 再開します。

続きまして、那珂市立学校給食センターにおける調理業務等の民間委託について、執行部より説明願います。

学校教育課長 学校教育課長の田口と申します。ほか関係職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明のほうさせていただきます。

那珂市立学校給食センターにおける調理業務等の民間委託についてになります。

那珂市立学校給食センター管理運営方針に基づき、民間委託の時期及び委託する業務の

範囲について、以下に記載のとおり方針を定めたので、報告するものです。

内容につきましては、次の方針の概要でご説明いたします。

1、方針決定までの経緯です。各関係機関へ図りながら検討を進めてまいりました。最後、庁議での承認、教育委員会での議決により決定となっております。

2、調理員及び職員組合への対応の経緯です。民間委託を進めるに当たりましては、調理員及び職員組合の理解が重要であることから、関係課と共に慎重に対応してまいりました。本年の夏季休業中には行政事務の体験研修を実施しまして、事務職への任用替えについて理解を得たところです。

3、調理事業者の調査です。夏季休業の期間を利用して、受託の可能性や委託可能な業務を確認するため、10社を対象にヒアリングを行いました。実際に給食センターの調理場を見学してもらいながら、次のページになります。項目ごとに各社の方針や考えを聞き取った結果、どの事業者も候補者になり得ると判断したところでございます。

4、民間委託の方針です。決定した方針の内容をご説明いたします。

まず、(1)民間委託の時期につきましては、令和6年9月1日といたします。理由といたしましては、調理員の理解が得られたことから、管理運営方針において期限としていた令和8年度を前倒しし、その上で令和5年度を準備期間として確保し、移行は令和6年度、業務開始は夏季休業明けといたしました。

次に、(2)民間委託する業務の範囲です。委託する業務は、調理作業、作業工程表の作成、衛生管理、配缶、洗浄、保管、消毒、清掃といった業務に食材の検収を加えまして、合計7つの業務といたします。また、委託に含めない業務、こちらは配送業務といたします。これらの理由ですが、まず調理作業をはじめ調理場内の一連の業務については一括して委託することといたしました。食材の検収につきましては、栄養教諭等の業務負担を勘案しまして委託に含めることといたしました。ただし、食材調達の最終責任は教育委員会にありますので、品質を確認するためセンターの事務職員等を立ち合わせることにいたします。また、委託に含めないとした配送業務ですが、調理事業者のほうで受注し、トラックを準備する必要があります。最終的に改造費が委託料に上乗せになることから、メリットがないと判断しまして、従来どおり運送会社への委託を継続することといたしました。

以上が民間委託に係る方針の内容となります。

最後に、5のスケジュールです。本日、全員協議会でご報告した後は学校給食センター運営委員会、学校長会等へ順次報告をしてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

笹島議員 これはあれですか、民間委託するメリットというのはどういうあれですか。

学校教育課長 現在調理業務をしております職員がもうぎりぎりの人数になってきておりますので、今後調理に対しまして安全な調理作業を行うために委託のほうを実施するという
ことでございます。

以上でございます。

笹島議員 安全だけではメリットないと思うんですけれども、これコストカットできるんですか。

教育部長 私のほうからご説明いたします。

まず、メリットとしてコスト面、前回もご質問いただきましたけれども、こちらは今回には勘案してございません。先ほど課長が申し上げた職員の問題ですけれども、総務課のほうで現業職員はもう雇用しておりません。ですので、今後の管理運営方針の中で令和8年度には正規の調理員がいなくなるという現状があるために、これからも持続可能な学校給食を継続するために、調理業務を中心に民間委託するという方針を出しました。それに基づいた今回の内容の決定ということになります。

以上です。

笹島議員 この食材調達、これは委託しないのかな。

学校教育課長 食材の調達につきましては、これまでどおり市の責任の下、実施をまいります。

笹島議員 結構食材調達は大きな比重、給食費の値上げ、値下げに関係あると思うんですけれども、大きな比重を持つと思うんですけれども、ここはくさびを打たないのかな。

学校教育課長 議員おっしゃるとおりでございます。調達につきましては、事務室の職員はそのまま残りますので、市のほうで調達のほうは実施してまいります。

以上でございます。

笹島議員 私が言いたいのは、やはりスケールメリットというんですか、やはりこういう、配送業務は民間委託しているからいいですけれども、今言っていた調理業務を民間委託する。一番大きな比重を持っている食材調達も民間に委託したらいいんじゃないですかというふうに言っているんですけれども。

学校教育課長 食材につきましては、市のほうで地産地消という部分はございますけれども、やはり安全な給食を提供するという事は非常に大切でございますので、その部分は市が責任を持って実施をしていくという考えでございます。

以上でございます。

笹島議員 失礼な言い方ですけれども、民間委託したら安全性はないということじゃないですよ。民間は民間でやはりしのぎを削って競争社会の中でやっていますんで、よりいいものを安く提供しなければ成り立たないと思うんですけれども。ですから、それはそれでお任せしたほうが食材のほうもコストカットできるんじゃないか。要するに、それはゆくゆくは給食値上げにつながらないんじゃないか。黙っていても今食材上がっていま

すよね。一番大事なところですよ、ここは。これからどんどん上がりますよね。ほとんど輸入が多いでしょう。申し訳ないけれども、地産地消って野菜類ですよ。冷凍類は使っているかどうか知らないですけども、冷凍食品は。いろんな食材使わなければ成り立たないですよ、今の時代。ですから、そのところがスケールメリットで民間、どの会社が委託しているか分かりませんが、スケールメリットを生かしたやり方できる。ゆくゆくは、何回も言うようですけども、給食値上げに歯止めが利くんじやないかということを行っているんですけども、おかしいですか。

学校教育課長 給食の提供につきましては、給食のメニューも含めまして、今県の栄養教諭なども配置されております。また、栄養士も配置してございます。そういった栄養士や栄養教諭を含めた中で食材の検討をしながら学校給食のメニュー、品質の確保といったものも必要になってまいりますので、その部分につきましては市のほうで引き続き責任を持って対応していくというふうに考えてございます。

以上でございます。

笹島議員 一応主食であるパン、それからお米、牛乳、こういうものってやはり今でも学校給食会というところが仕切っているんですか、それは。結構高いですよ、あそこね。何で高いか知らないですけども、高いですよ。そういうところはやはり使わなきゃ駄目なんですか。

教育部長 学校給食の品質について、ご心配のご意見いただきまして、ありがとうございます。

今回子どもが給食センターの業務を民間委託するという方針を出したときに、議員の皆様が一番心配されたのは、学校給食の質が落ちるのではないかと、おいしくなくなるのではないかと、そこを多分一番心配していただきました。前回、さらにその前、2回に分けてご説明してきた中でそのようなご意見をいただいた中で、学校給食の味のレベルの確保、それから品質の確保、こちらは那珂市の教育委員会が最終責任を持つべきだと私ども考えております。特に味というのは、調理技術も大事です。それから最後に栄養教諭がしっかりと味見をすることも大事です。こちら2つは今回直営を維持するもので、私どもで確保してまいります。もう一つ、品質です。味は素材がそのまま直結します。なので、食材の調達、これが実は一番私ども大切だと思っております。子供たちの体をつくる大事な栄養です。できるだけ国産のもの、県産のもの、それから那珂市産のもの、これを農政課と共に地場産品をしっかりと使っていきこうと、そういう取組をもう3年ほど進めております。子供たちの体に入るもの、安全のものというところで添加物のあるなし、その辺りもしっかりチェックして、肉や魚も品質のよいものを選んでおります。ここはコストカットするべきところではないと思っております。ぜひ、この辺りはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

笹島議員 よく分かります。コストカットしちゃいけない。でも、すごく矛盾しているんです

よ。やはりそこにはスケールメリットがある。何でスーパーが、今イオングループとか、そういう大きなあれが生き残っていて、中小零細のスーパーが潰れかかっているかという、やはりスケールメリットですよ。ごめんなさいね、それを利用しちゃいけないと、何でそういうこと言うかという、地産地消は分かりますけれども、100のうちほとんどないと思うんです、地産地消というのは。ほとんどのものが輸入になっちゃうんですよ、どうしても。日本のあれが6割はもう輸入に頼っているから。ですよ。じゃ、今言っていた、今度給食費は低く抑えなきゃいけない。やはり物価が上がっているとき、すごく、今言っていた輸入に頼らなきゃいけないものは、例えば牛肉とか豚肉とか、国産は高いですよ。でも、カナダとかアメリカとかオーストラリアのものは安いですよ。魚でもそうですよね、冷凍もやって。それで、ある程度そういう矛盾があるかもしれない、それでやっていかないとゆくゆくは給食の値上げという、このところを考えなきゃいけないでしょう。ですよ。ですから、そういうところをどういうふうにやっていくかということで、やはり民間企業も侮っちゃいけない、もちろんおいしくないものって、今の子供たちは結構舌も肥えていますから、申し訳ないですけども、外食もしていますから。ですからまずいのは食べないかもしれない。だからよりおいしいもの、これは分かっています。これはエスカレートしていくと思うんです。ですから、そういうことの中で今言っていた民間企業でできるものという、調理だけじゃなくそういうものも、調達できるものも少しずつこれからやっていく時代じゃないかなと。何が言いたいかというと、スケールメリットもあるんですということをお願いなんですけれども。

教育部長 議員のご指摘のとおり、社会の経済の中ではスケールメリット、大変大きな問題だと思います。それをそのまま学校給食に適用していかどうかというのは、私どもでは少々躊躇する部分がございます。まず民間委託の方針を出して、調理業務を今回お願いするという方針の下での議論ですので、その先のことはまだ、次の段階かと思っております。ただ、給食費のことですが、3年ほど前に500円、前回は申し上げましたけれども、500円値上げしまして、そのうち300円は市が補助しているんです。これまで給食費には市費は投入しないという方針を大転換して、市長以下、市長部局の皆様にご理解いただいて300円も補助してくれた。これだけの市費が投入されている。さらには、今回、ご心配されている食材の高騰に関しては臨時交付金を使って1,300万円ほど市費を投入しております。私どもも、このような形で、できるだけ保護者の負担を軽くするようということで努力はしております。今後も、社会情勢が変化すればそれなりの対応策は考えなければいけないと思っています。真摯に対応してまいりたいと思っております。ぜひ、今回のことはご了承いただきたいと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

議長 ほかに。

花島議員 まず最初に聞きたいことがあります。

民間委託する業務はたくさん並んで書いてあるんですが、委託に含めない業務というの

は配送業務と書いてあるだけで、だけれども実際にメニューとかそういう、どういう食事にするというプランニングなど、ここに書いていない仕事があると思うんですが、その辺はどういう配置になっているのか。

教育部長 申し訳ありません。引き続き私のほうから。

今回委託する業務の範囲というのは、今年の3月に管理運営方針ですと議員の皆様方に提示した中に今後委託を考える、検討する業務として取り上げた業務の中で検討した結果というところでご報告しております。先ほどから課長が申しておるとおり、食材の調達であったり献立作成であったり、学校給食の根幹をなす部分は直営を継続してまいります。

以上です。

花島議員 それは分かりました。分かりましたけれども、議員としては前のこと、どの範囲というのまでちゃんと把握していないんで、その辺が分かるように書いてくれば質問しないで済んだかなと思います。

それでは別の質問というか意見なんですけど、前にも言いましたように、私は基本的に民間委託に反対です。それは、理由は前にも述べました。元の民間委託の検討になっている現業職員を雇用しない、新たには雇用しないという方針そのものが私間違っていると思うんです。そこは担当部署としては抵抗してもらいたかったと思います。笹島議員がおっしゃったことは、全く私逆のことを考えていて、価格も無視はできないけれども、やはりバランスというんですか、考えなきゃいけないと思っています。食事というのは、民間は競争しているというんですけれども、例えばこの学校給食というところの業種に入るとそれほど競争にならないんですよ。本当に職員が、職員なり教育委員会、あるいは学校の先生が厳しい目で見えていかないと駄目になって、単純にずるずると同じ業者に価格だけで、あるいは形式的な書類だけで委託が進まれるということはあります。私も、前にも言いましたけれども、また繰り返しになるんですが、前勤めたところで民間委託がどんどん進んで、もう全然食いたくなくなるというか、ようなことになっていました。一方、私、国立病院機構茨城東病院でしたっけ、あそこで検査のために入院したことが何回かあるんです。朝食食べるはめになって、全然粗末な朝食なんですよ。でもおいしかったです。そういうこともあるので、調理というのは食材、メニュー、それだけじゃなくて、やはりどういうふうに調理するかというのがかなり要になると思いますので、単純に価格、笹島議員も単純に価格というつもりはないのは分かっていますけれども、単純に民間委託がいいというふうには私は思っていないです。

ただ、全体に国なり何なりが現業職員を減らすという方向でいっていて、これは給食だけに限らないんですが、自治体の行政なり、あるいは国関係の機関の中でマイナス要因になりますね。目立たないんですけれども、なると思っています。できればやめてほしいと思っています。

それは意見なんですが、質問で、調理をやっていた方々は結局何人かは外れることになります。それに関して、その方々の中で調理以外はとてできないという方はいらっしゃいますでしょうか。

学校給食センター所長 給食センター所長、梅原と申します。よろしくお願いいたします。

総務課、それから行政改革推進室との面談の中で意向を確認したところ、1名だけが民間のほうに話を聞いてみて、その上で決めたいという話がありました。

以上でございます。

花島議員 何名中の1名でしょうか。

学校給食センター所長 6名中1名です。

花島議員 私の意見、質問終わりです。

議長 ほかに。

武藤議員 今まで何度か給食センターの中でいろんな混入物の問題とか発生したことあると思うんだけど、今回委託することによってその責任の所在というのはどういうふうな形で対処しようとしているのかな。

教育部長 責任は那珂市の教育委員会にございます。民間委託するのは調理場内の調理業務のみなので、あそこの建屋の中から事務職がいなくなるわけではありません。事務室に所長以下事務職員、仕事がございますので、もちろん栄養教諭と市の会計年度職員の栄養士もそこに配置されます。その中で調理業務部門の管理責任者と情報連携しながら異物混入には対応してまいります。

以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

続きまして、那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施及び定員等について、執行部より説明願います。

学校教育課長 それでは、次のページをお願いいたします。

那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施及び定員等についてになります。

那珂市幼稚園教育スマイルプランに基づき、ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施及び定員並びに各学年の1学級の幼児数について、記載のとおり方針を定めましたので、報告をするものです。

内容につきましては、次の方針の概要によりご説明をいたします。

まず、1、方針決定までの経緯です。記載のとおり、順次検討を進めてきた中で、特に6月ですが、市内幼児教育施設から意見聴取できたこと、また9月に市立幼稚園対策協議会へ諮問した中で、民間幼稚園の委員からご理解をいただけたことが方針決定において非常に重要な要素となっております。この2つにつきましては、この後改めてご説明

いたします。最後、庁議での承認、教育委員会の議決をもって方針が決定となっております。

2、市内幼児教育施設からの意見聴取についてです。ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施は民間施設への影響が想定されるため、まずは各施設から理解を得ることが重要と考えました。(1)にあるとおり、7法人の代表施設から意見聴取を行った結果、(2)といたしまして、3歳児保育の実施についての意見、こちらにあるとおり、保育園からは積極的に了承をいただきました。一方で、幼稚園や認定こども園からは園児の減少に危機感を持っていることから、経営に配慮した定員にしてほしいといった意見が聞かれました。また、次のページになります。(3)3歳児の1学級の幼児数につきましても、大変参考になるご意見をいただきました。

続きまして、3、那珂市立幼稚園対策協議会の承認です。9月26日に審議いただき、3歳児保育や定員見直し等の方針について承認をいただくことができました。

4、方針の内容です。決定した方針内容について、改めてご説明いたします。まず、3歳児保育の実施時期は、令和6年4月1日とし、また幼児数は1学級15人といたします。3歳児と併せて検討を進めてきた4歳児及び5歳児の児童数並びに定員につきましては、現在定員210人、1学級35人以下となっているものを見直しいたします。見直しの背景として4点ございます。まず、①と②ですが、少子化や幼児教育無償化の影響もあり、ひまわり幼稚園の園児数が減少しているという実態がございます。また、③ですが、支援を必要とする幼児が1学級に5人から7人在籍している状況があることから、人数を適正化し、きめの細かい教育が行えるようにいたします。また、最後④にあるとおり、直近の新入園児数を踏まえすと、各学年50人程度が現状に合致した規模であると判断をしたところでございます。結果としまして、表の太線の枠で示しましたとおり、4歳児及び5歳児の1学級の幼児数は、それぞれ25人。新たに設定した3歳児を含め、各学年2クラスずつの、合計130人が見直し後の定員となります。

以上が3歳児保育の実施及び定員数の見直しの方針内容になります。

最後に、5のスケジュールです。本日、全員協議会の報告を終えましたらば、速やかにひまわり幼稚園の保護者へ周知をいたします。また、定員等の見直しにつきましては、本年度中に規則の一部改正を行う予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

石川議員 支援を必要とする児童が1学級25人中の換算で5人から7人いるというのは、これはひまわり幼稚園だけなんですか、それとも全幼稚園、保育園か。

学校教育課長 25人ではなくて、こちらに記載してあるのはひまわり幼稚園の現状でございます。ちょっと私立の幼稚園とか保育園につきましては把握はしてございません。

石川議員 この支援を必要とするという支援というのはどういうものですか。

ひまわり幼稚園副園長 ひまわり幼稚園です。よろしくお願いします。

支援を必要とするお子さんのことなんですけれども、実際に言葉を発せないお子さんも数名いたり、あとは集団生活になじみがなく、部屋の中でみんなと一緒に行動が難しいというお子さんも年々増えてきています。そこに対して支援の先生をつけながら、幼稚園全体で保育をしている状況にあります。

以上です。

石川議員 前にちょっとこの話が出たときに思ったんですが、ほかの幼稚園、保育園でこういうお子さんがいるはずですよ、いるんですよ。その方たちのケアをするために先生方を増やさなくちゃいけないという話もありましたね。ですから、ひまわり幼稚園のこの3歳児の教室をほかの幼稚園、保育園から支援をする必要があるお子様を預かって、ひまわり幼稚園でそのクラスをつくるという発想はないんですか。

教育部長 現在のところございません。やはり、子どもはひまわり幼稚園の現状しか把握しておりませんが、保育所、幼稚園、公立、私立問わず、やはり家庭教育力の問題もあるかと思うんですが、支援の必要なお子さんは増えているとは考えております。ただ、それぞれ施設ごとに方針を持って保育、教育をしております。その中で、支援が必要だからといってひまわり幼稚園に集めるというようなことは子どもも考えておりませんし、民間のほうからの提案もございません。それぞれの技量であったり支援体制であったりを構築しながら対応に当たっていると、それぞれ、しっかりした方針に基づいて保育、教育をしていると私は思っております。

以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午後1時40分）

再開（午後1時41分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市公共下水道事業経営戦略（案）及び那珂市農業集落排水事業経営戦略（案）について、執行部より説明願います。

下水道課長 下水道課長の金野です。下水道課から職員ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、那珂市公共下水道事業経営戦略（案）及び那珂市農業集落排水事業経営戦略（案）についてご説明いたします。資料につきましては、全員協議会資料をご覧ください。

公共下水道事業及び農業集落排水事業経営戦略の策定については、現状を把握し、分析を行い、新規投資計画の検討や長期的な収益見込みを試算することで経営方針及び経営目標の設定をし、投資・財政計画の検討を行ってきました。今回、各事業の経営戦略の案がまとまりましたので、ご協議するものです。なお、計画期間は令和5年度から令和14年度の10か年といたします。

1、経過でございます。こちらにつきましては記載内容のとおりになりますが、昨年度は素案を作成いたしました。今年度は案の作成を行い、去る11月8日に下水道事業審議会以案について協議いたしました。

2、内容でございますけれども、こちらにつきましては別添としまして資料1と資料2になりますが、資料1が公共下水道事業経営戦略（案）になります。また、資料2につきましては那珂市農業集落排水事業経営戦略（案）となります。

それでは、次のページの資料1をお願いいたします。

また1枚お開きください。

こちら目次になっております、隣に第1章、はじめになりますけれども、こちらの章では経営戦略策定の趣旨、那珂市の汚水処理の状況、計画の位置づけと計画期間を記載しております。

4ページのほうをお願いいたします。

第2章、那珂市公共下水道事業の概要になります。こちらの章では、事業の概要、人口普及率の状況、管渠の整備延長を掲載しております。

8ページをお願いいたします。

第3章、公共下水道の経営状況になります。こちらの章では、公共下水道の経営状況を類似団体と比較しながら、施設の効率性、経営の健全性、財政状況の安全性の3つの視点から整理したものを掲載しております。

19ページをお願いいたします。

公共下水道の現状と課題の整理を行ったものが表3の1、公共下水道の現状と課題の整理になります。4つの項目があり、それぞれの現状、課題等を記載しております。

20ページをお願いいたします。

第4章、経営戦略における基本方針及び経営目標になります。当経営戦略を策定するに当たり、公共下水道の現状、課題を踏まえて、4つの基本方針を定めました。

23ページをお願いいたします。

第5章、経営の基本方針に基づく取組になります。4章で定めた4つの基本方針を達成するため、表5の1、基本方針と取組事項として下水道事業が取り組んでいく施策を示したものです。SDGsについては、基本方針ごとに掲載しております。基本方針1ですけれども、環境負荷の低減においては、取組内容、水環境の向上とカーボンニュートラルについて施策を記載しております。基本方針2では、安定した経営基盤の確立におい

ては、適切な事業規模への見直しとして全体計画の見直しなどを施策とし、また執行体制の強化についてはDXの推進等を施策として記載しております。基本方針3、安心、安全な生活の実現においては、下水道施設の維持機能、災害時の対応能力の強化の施策を記載しております。基本方針4、情報の公開においてについては、財政、経営状況等について施策を記載しております。これら4つの基本方針に基づく施策の詳細については、24ページから31ページに記載しております。

32ページをお願いいたします。

第6章、投資・財政計画になります。1、建設改良費についてでございますけれども、建設改良費は今後の整備計画を踏まえて設定いたします。令和5年度には若干減少しているのは企業債借入れを一定額とし、現在施行している地区の概成に向け単独費の路線を多く施工するためでございます。令和8年度については、現在施工している地区が概成することになり、令和9年度以降については国の重点施策である未普及対策が終了となることから国費による歳入が減る見込みとなっており、経営の安全性を高くする上でも、企業債借入れを押さえつつ、整備を続けてまいります。

33ページをお願いいたします。

2、使用料収入について。将来の使用料収入は、令和3年度の使用料収入を基準に、将来の人口減少率を乗じて推計しました。また、広域化、共同化計画に基づき、農業集落排水を順次公共下水道へ統合する計画があるため、農集統合分として記載もしております。

34ページをお願いいたします。

3、企業債残高について。企業債の発行額を抑えることで減少を見込んでおります。

35ページのほうをお願いいたします。

4、投資以外の経営費等について。減価償却費の将来推移と、次ページには流域下水道維持管理負担金について記載しております。

それでは、37ページをご覧ください。

これまで説明しました建設改良費や使用料収入などをこちらの表6、費用、収益等の設定条件を基に、38ページからの投資・財政計画を設定しております。

38ページをお開きください。

5、投資・財政計画。(1) 収益的収支になります。令和4年度は予算額を、令和5年度から令和14年度までの10か年を計画期間としております。収益的収支では、欠損金が発生しないよう、企業債償還のための一般会計からの繰入金を収益的収入で受け入れており、また当年度純利益については資本的収支の補填財源として使用いたします。こちらの表については、令和5年度の予算作成に合わせ、最終案までには一部修正を行う予定です。

40ページをお開きください。

(2) 資本的収支になります。資本的収支では、補填財源不足が発生しますが、そちらについては過年度分損益勘定留保資金や減債積立金により補填する予定です。こちらの表についても、収益的収支と同様に、令和5年度の予算作成に合わせ、最終案までに一部修正を行う予定です。

42ページをお開きください。

6、投資・財政計画の総括になります。収益的収支においては、欠損金の発生はなく、経常収支比率は100%となります。一般会計からの繰入れにより安定した経営状況となります。今後は企業債発行額を抑え、企業債残高を減少することで企業債残高対象事業規模を低くし、経営の安定性を高めます。投資・財政計画は、広域化、共同化や改築更新事業を考慮し設定しましたが、下水道を取り巻く環境や下水道事業に求められる役割は常に変化していることから、今後も定期的に投資・財政計画を見直し、安定した経営に努めるとしています。

43ページをご覧ください。

第7章、経営戦略の進行管理になります。PDCAサイクルの考え方を活用し、計画の進捗管理及び適宜見直しを行うとしています。

以上、那珂市公共下水道経営戦略（案）となります。

続きまして、那珂市農業集落排水事業経営戦略（案）をご説明いたします。

47ページの次が資料2、那珂市農業集落排水事業経営戦略（案）となります。

こちらについては、公共下水道経営戦略（案）と内容は若干異なりますが、そこまでの相違がないことや整備をもう終了し、維持管理が主なものになることから、第3章の農業集落排水の経営状況から現状と課題と第6章の投資・財政計画についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

表3の1は、農業集落排水事業の現状と課題を整理したのになります。こちらにも4つの項目があり、それぞれの現状、課題等を記載しております。

36ページをお開きください。

投資・財政計画。(1) 収益的収支になります。収益的収支では、欠損金が発生しないよう、企業債償還のための一般会計からの繰入金を収益的収入で受け入れ、不足分を一般会計からの補助金として受け入れております。

すみません、37ページになります。

再度説明させていただきたいと思います。

5、投資・財政計画。(1) 収益的収支になります。収益的収支では、欠損金が発生しないよう、企業債償還のための一般会計からの繰入金を収益的収入で受け入れ、不足分を一般会計からの補助金として受け入れております。そのため、当年度純利益はゼロ円としております。こちらの表については、令和5年度の予算作成に合わせ、最終案まで

に一部修正を行う予定です。

39ページをお願いいたします。

(2) 資本的収支になります。資本的収支では、補填財源不足が発生しますが、そちらについては過年度分の損益勘定留保資金で補填をする予定です。こちらの表についても、収益的収支と同様に、令和5年度の予算に合わせ、最終案までに一部修正を行う予定です。

41ページをお開きください。

6、投資・財政計画の総括になります。収益的収支においては欠損金の発生はなく、一般会計からの補助金により経営を維持してまいります。今後は新規の企業債発行を見込んでいないことにより企業債残高が減少していくことから、経営の安全性が高くなっていくことが見込まれます。投資・財政化計画は、公益化、共同化や改築更新事業を考慮し設定しましたが、公共下水道と同様、下水道を取り巻く環境や下水道事業に求められる役割は常に変化していることから、今後も定期的に投資・財政計画を見直し、安定した経営に努めるとしております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

戻りまして、次第のほうをお願いいたします。

一番最初の資料になります。

3、今後のスケジュールですが、修正期間を設け、1月に下水道事業審議会の諮問、答申を経て、2月の庁議決定後パブリックコメントを行い、最終的には3月の全員協議会にて完成報告を行い、3月下旬の公表となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことはございますか。

花島議員 2つの下水道計画でPDCAサイクルでというお話がありました。これはどのくらいの期間で回すのでしょうか。必ずしも1つのループだけじゃないと思うんですが。

下水道課長 10か年計画としておりますけれども、基本的には見直しというのは5か年ごとに行っていく形になります。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えを願います。

休憩(午後1時59分)

再開(午後2時00分)

議長 再開します。

続きまして、那珂市水道事業経営戦略見直し(案)について、執行部より説明願います。

水道課長 水道課長の高塚です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いします。

それでは、全員協議会資料、那珂市水道事業経営戦略見直し（案）について、お願いします。

那珂市水道事業経営戦略見直し（案）について。

那珂市の水道事業経営戦略が平成30年3月の策定から今年度末で5年を経過することから、見直しについて作業を進めてまいりました。この見直し案がまとまりましたので、協議するものです。

1、経過です。令和4年5月16日の部長会議、5月26日、全員協議会に経営戦略見直しについての報告、11月21日、部長会議に経営戦略見直し（案）について意見を伺いました。

2、内容ですが、別添資料の那珂市水道事業経営戦略（案）中間見直しでご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

第1章、見直しの背景です。この章は、見直しの趣旨、位置づけ、計画期間を掲載しました。1、見直しの趣旨ですが、那珂市水道経営戦略は、老朽化施設の更新や少子高齢化による水需要減少が懸念されることから、水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組み、経営の健全化を実現するため、平成30年度から令和9年度までの10か年を計画期間として策定し、水道事業の抱える課題や将来の事業環境予測に対応する水道事業の効率化、健全化への取組を進めてきました。この経営戦略が今年度末で5年を経過することから、さらなる中長期的な投資、財政の両面から今後の経営の方向性を見据え、これまでの財政投資による事業計画と経営成果を検証し、安定した経営基盤の維持強化及び財政マネジメントの向上を図るものです。

次のページからは第2章、事業の概要です。事業の現況、前期計画期間の取組、経営状況になります。

4 ページをお願いします。

2、前期計画期間の取組になります。（1）経営健全化について。経費や職員の削減などに取り組んできたところですが、人口減少による料金収入減が懸念される一方で、これまでの設備投資によって見込まれる支払利息や減価償却費の増加、原価高騰による維持管理費の上昇など見込まれます。このような状況下で効果的で効率的に事業経営を行うため、浄水場の統廃合や有収率の改善に努めてまいりました。

6 ページをお願いします。

3、経営の状況です。前期計画の経営状況の分析結果を類似団体と比較しながら、経営の健全性、効率性、老朽化についてまとめたものです。

1、経営の健全性、効率性。アです。経常収支比率は、平成29年度にアセットマネジメントを行ったことにより資産減耗費を大きく計上しましたが、平成29年度以降は100%

を超える状況になっていることで、健全な経営を維持しています。7ページをお願いします。エ、料金回収率は、固定資産の除却を行った29年度以外は100%を超えており、現状においては健全な経営状況です。8ページをお願いします。オ、給水原価は、平成29年度以降は類似団体と同程度で、適正な数字で保っております。9ページをお願いします。キ、有収率は、漏水調査及び漏水修理を行ったことにより平成29年度以降は類似団体の平均値を上回っており、施設の稼働状況が収益に反映されています。

2、老朽化の状況です。ア、有形固定資産減価償却率は、配水管や浄水場の更新を行うことにより、平成30年度からは類似団体の平均値を下回っています。

12ページをお願いします。

4、経営の状況に対する全体の総括ですが、前期計画の経営分析結果をまとめたものです。全体の経営指標から健全な経営状況と判断できますが、人口減少による給水収益の減少、課題である管路更新などの費用増加が見込まれることも考え、投資財政計画に基づき、計画的に事業運営を行っていきます。

13ページをお願いします。

第3章、将来の事業環境です。この章は、給水人口の予測や水需要の予測、給水収益の見通しなどをまとめたものです。

1、給水人口の予測。(1)の行政区域内人口長期予測ですが、那珂市の総合計画では、国立社会保障人口問題研究所の推定人口に出生率、社会移動の予測値を加算した推定値を採用していますが、この経営戦略では社人研の見直し後の推定値をそのまま採用します。それにより、目標年度である令和9年度の推計値で4万9,814人を5万2,294人と見直します。14ページをお願いします。(2)給水人口中期予測は、行政区域内人口に給水普及率を乗じて推計し、目標年度の令和9年度で4万9,615人を5万1,980人に見直します。

15ページをお願いします。

2、水需要の予測ですが、令和3年度までの有収水量の実績は微増状態でしたが、今後、世帯数の増加によって多少の伸びは見込まれるものの、世帯人員は減少傾向にあることから、横ばい状態が続くものと予測し、目標年度である令和9年度の推計値で457万6,000立方メートルを497万3,000立方メートルと見直します。

16ページをお願いします。

3、給水収益の見通しです。(1)水道料金収入見通しですが、前期計画では人口減少に比例して令和3年度は収入減と予測しましたが、給水戸数が増えたことにより横ばいとなりました。今後も水需要予測と同様に横ばい状態が続くものと予想し、目標年度の令和9年度の推計値で9億1,400万円を9億9,500万円と見直します。

20ページをお願いします。

第4章、経営の基本方針です。この章は、投資財政計画や経営戦略の将来の課題、事業

方針を定めました。

1、投資財政計画。(1)投資についてですが、令和5年度から令和9年度までの水道施設更新を予定しました。投資の主要なものとしては、浄水施設費のa、木崎浄水場更新は第2期工事として、令和5年度から令和7年度を予定しております。また、bの後台浄水場更新については、令和9年度から方針等を検討します。配水施設費については、d、老朽管更新について。市民の生活に大きな影響を与える主要配水管を優先的に整備します。次のページのe、配水管布設は、新設管について、優先度の高い未整備地区、都市計画道路及び道路拡幅に伴う配水管布設を行い、耐震化された管網整備を行います。また、消火栓については消防本部と連携し、効率的な配置を進めてまいります。

22ページをお願いします。

2、経営戦略の将来の課題についてまとめたものです。1、水道料金についてですが、前期の目標年度である令和9年度までは減価償却費と固定資産減耗費の増加などにより収益が減少する見込みでしたが、後期計画においては現在の水道料金体系を維持することとします。次期経営戦略の改定においては、実情に合わせた収支計画に沿って水道料金の検討が必要となります。2、広域連携ですが、茨城県では茨城県水道ビジョンを令和4年2月に公表されました。基本的な方針が30年計画で策定され、本年度より広域連携に係る研究会など行っておりますが、各事業体の経営格差や災害時の緊急対応などの課題も山積しており、調整が必要と考えております。本市においても、広域連携における経営の一体化についても詳細に検討し、水道事業の最適化に向け、県内事業体の動向を注視していきます。

23ページをお願いします。

3、事業の方針ですが、前期経営戦略を継承し、これからも那珂市水道事業ビジョンの基本理念である安全で安心できる快適な水道の下、将来につながる事業運営に努めます。この基本理念を実現するため、安全、強靱、持続と表現し、水道事業を推進します。また、持続可能な開発目標SDGsの達成に向けた取組を推進するものとし、安定的に水道水を供給するSDGsの7つの施策を位置づけ、推進してまいります。

次のページの5、DXの推進は、いばらき電子申請の活用や構築物資産デジタル化による効率化を図ります。

また、6、カーボンニュートラルについても、CO₂排出削減に取り組めます。

最後に、投資財政計画の表についてですが、令和5年度予算に合わせ一部修正を行い、最終案をまとめてまいります。

以上が経営戦略の見直し案の説明です。

1枚目の資料に戻っていただきまして、3、今後のスケジュールですが、令和4年12月下旬に庁議に諮り、令和5年1月、2月にパブリックコメントの実施、2月下旬、部長会議にパブリックコメントの結果の報告を行い、3月中旬、全員協議会に報告をし、

3月下旬、公表いたします。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午後2時14分）

再開（午後2時15分）

議長 再開します。

続きまして、議案書中の個人情報の記載について、執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。関係職員1名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、全員協議会資料、議案書中の個人情報の記載についてをご覧いただきたいと思ひます。

それではご説明いたします。

1番、概要でございます。損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定の議案について、損害賠償の相手方が個人である場合は、これまで住所及び氏名を記載しておりました。しかしながら、市側に一定の過失があるにも関わらず、予期せず相手方となった個人の氏名、住所を議案に掲載することで相手方のプライバシーを不当に侵害するおそれがございます。また、相手方の個人情報の記載がなくても損害賠償義務の発生原因となる事実及び損害賠償の額の記載があれば審議が可能であることから、個人情報の記載を割愛するものです。

2、今後の方針でございます。損害賠償の相手方が個人である場合は、議案書の記載を以下のように変更するものです。変更前は住所、氏名を書いておりますが、変更後は個人とさせていただきます。相手方が法人である場合は、従前のおり、会社名、代表取締役の氏名等を記載するものでございます。

3番、その他の議案についてです。（1）和解、調停の合意、訴えの提起等の議案の場合、多種多様な案件が考えられるため個別に検討し、議案書の記載内容を決定するものといたします。（2）としまして、人事同意案件の議案の場合でございます。損害賠償の相手方と同程度の配慮の必要がなく、また審議のために必要な個人情報であることから、従前のおり、住所、氏名及び生年月日を記載いたします。

4番、今後のスケジュールでございます。令和5年以降提出の議案から記載方法を変更させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

確認したいことございますか。

花島議員 変更後の個人の表現なんですが、ある事件なり何なりに1人とは限らないですね。

その場合、個人じゃなくて個人1、個人2とかいうふうに書くものと思うんですが、それでいいですか。

総務課長 個人1、個人2とさせていただきます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部、退席願います。ご苦労さまでした。

休憩（午後2時19分）

再開（午後2時20分）

議長 再開します。

続きまして、その他になります。事務局より説明があります。

次長 最後に私のほうから、令和4年度の議会費のほうで12月の定例会に補正予算を1件計上していますので、それに関してご説明をさせていただきます。

資料のほうで、今出たものになります。

債務負担行為補正。こちらは、議会だよりの印刷製本業務に関するものでございます。

限度額を今回上げる形で補正を出させていただきます。限度額139万1,000円から、変更後148万2,000円とするものです。理由といたしましては、用紙等の原材料価格の高騰によるものでございます。議会だよりの印刷製本業務に関しましては、3月の定例会が終わってから、発行自体は翌年度4月になるんですけれども、定例会終了後から準備を始める必要があるため先に業者を決めておくということで年度当初に債務負担行為として出しているんですけれども、そのときに頂いた見積りが、今回業者を選定するに当たり再度見積りを取ったところ用紙代の価格が高騰していてちょっと今までの金額ではできないということがございましたので、そのまま入札を行うと不調になってしまう可能性がありますので、財政課とも協議して、限度額のほうをこのような形で上げて提出することといたしました。よろしく願いいたします。

以上です。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

(なし)

議長 なければ、この件について以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会（午後 2 時22分）

令和 5 年 3 月15日

那珂市議会議長 萩谷 俊行